

県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第93号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>附則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、県営住宅等の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p><u>第2章の2 県営住宅等の整備基準（第3条の2－第3条の16）</u></p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>附則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県営住宅等の設置、整備</u>及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>第2章の2 県営住宅等の整備基準 (健全な地域社会の形成)</u></p> <p><u>第3条の2 県営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。</u> <u>(良好な居住環境の確保)</u></p> <p><u>第3条の3 県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。</u> <u>(費用の縮減への配慮)</u></p> <p><u>第3条の4 県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めるこ</u></p>

とにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の5 県営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の7 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及び入居者の私生活、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第3条の8 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、法第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ（県営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設

の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る県営住宅については、この限りでない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、前項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

（住戸の基準）

第3条の9 県営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）を受信するための設備及び電話の配線が

設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、前条第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(住戸内の各部)

第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、第3条の8第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(共用部分)

第3条の11 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置として規則で定めるものが講じられていなければならない。ただし、第3条の8第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(附帯施設)

第3条の12 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保

(入居者資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令第6条第1項に定める者にあつては第2号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号から第7号まで）の条件を具備する者でなければならない。

(1)～(7) [略]

(建替事業による明渡しの請求)

した適切なものでなければならない。

(集会所)

第3条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟その他の建築物の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(入居者資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。

(1)～(7) [略]

(建替事業による明渡しの請求)

<p>第28条 知事は、県営住宅建替事業のうち法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する県営住宅を除却するため必要があると認めるときは、<u>法第37条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）</u>の規定による通知をした後、当該県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。</p>	<p>第28条 知事は、県営住宅建替事業のうち法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する県営住宅を除却するため必要があると認めるときは、<u>法第37条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）</u>の規定による通知をした後、当該県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。</p>
<p>2 (入居者資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その者の収入が<u>ア、イ又はウ</u>に掲げる場合に応じ、それぞれ<u>ア、イ又はウ</u>に掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令第6条第4項に定める場合 政令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第2号から第7号までに掲げる条件、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条に規定する居住制限者にあつては第3号から第7号までに掲げる条件）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その者の収入が<u>アからオ</u>までに掲げる場合に応じ、それぞれ<u>アからオ</u>までに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合 214,000円</u></p> <p><u>(ア) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</u></p> <p><u>(イ) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</u></p> <p><u>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けてい</u></p>

<p>イ 県営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定に基づく国の補助に係る<u>もの</u>又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた者に転貸するため<u>借り上げるものである場合</u> 政令第6条第5項第2号に規定する金額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 政令第6条第5項第3号に規定する金額</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが<u>明らか</u>な者であること。 (4)～(7) [略]</p>	<p>る者</p> <p>(エ) <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p>(オ) <u>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>イ <u>入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u> 214,000円</p> <p>ウ <u>同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u> 214,000円</p> <p>円</p> <p>エ <u>災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定に基づく国の補助に係る<u>県営住宅</u>又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が当該災害により滅失した住宅に居住していた者に転貸するため<u>借り上げた県営住宅に入居する場合</u> 214,000円（<u>当該災害の発生の日から3年を経過した後は、158,000円</u>）</u></p> <p>オ <u>アからエまでに掲げる場合以外の場合</u> 158,000円</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが<u>明らか</u>であること。 (4)～(7) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正後の県営住宅等条例第2条第3号に規定する県営住宅等の整備を行っている場合の当該県営住宅等の整備基準については、同条例第2章の2の規定にかかわらず、公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第103号）第2条の規定による改正前の公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）の規定を適用する。